

2013
(平成25年)

5
MAY

年金機構業務

No.017

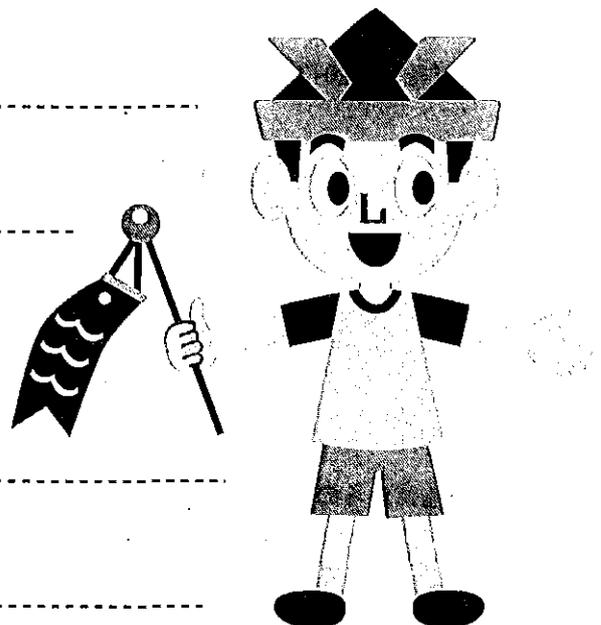
くらしん



○ 1.年金給付(相談)事務に関するお知らせ P.1

○ 2.金融機関の新設・店舗名称変更等 P.57

○ 3.総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」.. P.68



《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 特集：65歳以上の者が後納制度を利用した場合の
老齢基礎年金の受給権の発生について・・・・・・・・・・ 2
 - 【給付指2013-40】書き損じた年金証書の適切な廃棄処分の徹底
（指示・依頼）・・・・・・・・・・ 4
 - 【給付指2013-56】国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正
（指示・依頼）・・・・・・・・・・ 5
 - 【事企情2013-18】国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び厚生年金保険の
保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一
部を改正する省令の施行（情報提供）・・・・・・・・・・ 33
 - 【給付情2013-30】平成25年度における老齢福祉年金、特別障害給付金の金額 及
び障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金にかかる所得
制限額（情報提供）・・・・・・・・・・ 48
 - 【年相情2013-9】年金見込額試算ツール等の提示（情報提供）・・・・・・・・ 54
 - 【年相指2013-24】年金相談に関する照会・回答管理表の作成
（指示・依頼）・・・・・・・・・・ 56
2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について・・・・・・・・・・ 57
 - 【給付情2013-17】金融機関の店舗名称変更等（情報提供）
（平成25年4月15日支払から開始）・・・・・・・・・・ 58
 - 【給付情2013-22】金融機関の名称変更（情報提供）
（平成25年6月定期支払分から変更）・・・・・・・・・・ 60
 - 【給付情2013-33】金融機関の店舗名称変更等（情報提供）
（平成25年5月15日支払分から変更）・・・・・・・・・・ 65
3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」・・・・・・・・・・ 68
 - 掲示物管理台帳（平成25年4月19日現在）・・・・・・・・・・ 69

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

特 集

65歳以上の者が後納制度を利用した場合の
老齢基礎年金の受給権の発生について

【年金給付部 給付企画グループ】

- 【指示・依頼】 書き損じた年金証書の適切な廃棄処分の徹底
(平成25年3月22日 給付指 2013-40)
書き損じた年金証書の取扱いについて、改めて適切な廃棄処分の徹底をお願いする
ものです。
- 【指示・依頼】 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正
(平成25年4月2日 給付指 2013-56)
障害認定基準の一部改正について、改正内容及び関連する事務取扱をお知らせする
ものです。
- 【情報提供】
国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険
料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行
(平成25年2月5日 事企情 2013-18)
平成25年度における年金額等が定められたほか、所要の改正が行われたものです。
- 【情報提供】 平成25年度 障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金の金額
及び所得制限額 (平成25年2月5日 給付情 2013-30)
- 【情報提供】 年金見込額試算ツール等の提示
(平成25年3月29日 年相情 2013-9)
平成25年4月より特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ等が実施とな
るため、それに伴う年金見込額試算についてお示しするものです。
- 【指示・依頼】 年金相談に関する照会・回答管理表の作成
(平成25年3月4日 年相指 2013-24)
年金相談部相談指導Gに対するブロック本部、年金事務所からの照会に関し、機
構LANに「年金相談に関する照会・回答管理表」を作成し、共有を図るものです。

65歳以上の者が後納制度を利用した場合の
老齢基礎年金の受給権の発生について

【年金給付部 給付企画グループ】

後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたこととみなされ、保険料納付済期間となります。よって、65歳以上の者が後納保険料を納付したことにより受給資格要件を満たす場合、後納保険料を納付した日に昭和60年改正法附則第18条第1項に規定する老齢基礎年金の受給権が発生します。

なお、先に発生している老齢厚生年金がある場合は、老齢厚生年金の受給権発生年月日と老齢基礎年金の受給権発生年月日が異なります。(下記②参照)老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権発生年月日が異なる場合、事務センターにおいて正しい裁定処理ができません。

後納保険料納付済期間を有する者の裁定を行う場合の手順をお示しますので、相談対応及び裁定処理の参考としてください。

①後納保険料の納付済期間を含め、後納保険料の納付日に初めて年金受給要件を満たす場合

後納保険料の納付日をもとに受給権発生年月を機械的に判定するため、事務センターにおいて、裁定処理を行ってください。

②既に老齢厚生年金のみ受給している場合

(例) 昭和19年6月8日生の者



老齢基礎年金・・・合算対象期間300月+後納1月：平成24年10月7日発生

老齢厚生年金・・・厚年10月+合算対象期間300月：平成21年6月7日発生

様式127号-2【その他用】のその他欄に「後納による基礎発生」と記入し、国年追納画面（050-18）のハードコピーを添付の上、本部再裁定グループへ進達してください。

③後納保険料の納付日以後に初めて裁定処理を行うが、上記②の事例のように老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権発生年月日が異なる場合

事務センターにおいて、作成原因「01」、国年不要「1」とし、老齢厚生年金のみの裁定を行ってください。

決定後、様式127号-2【その他用】のその他欄に「後納による基礎発生」と記入し、国年追納画面（050-18）のハードコピーを添付の上、本部再裁定グループへ進達してください。

本部再裁定グループによる処理は、老齢厚生年金発生時に遡及する処理ではないため、年金証書は発行しませんので、事務センターにおける老齢厚生年金のみの新規裁定時のものを年金受給者あてに送付してください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

書き損じた年金証書の適切な廃棄処分の徹底（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎	○	○	◎		○			◎			○					◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部
年金相談部、基幹システム開発部、システム運用部、監査部

目的・趣旨

平成 24 年度の厚生労働省年金局の監査において、書き損じた年金証書の廃棄処分が適切に行われていないとの指摘があったことから、改めて適切な廃棄処分の徹底をお願いします。

ポイント（内容）

- 書き損じた年金証書の取扱いについては、「国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」等において、廃棄処分にあたっては決裁を受ける等、顛末を明らかにすることとされ、また、年金証書受払簿の備考欄に廃棄年月日を記入することとされております。
- 今般、厚生労働省年金局の監査において、書き損じた年金証書の廃棄処分について、決裁を受けずに廃棄処分が行われている事例、年金証書受払簿に廃棄年月日が記載されていない事例などが見受けられるとの指摘がありました。
- このため、今後、書き損じた年金証書の廃棄処分にあたっては、以下の業務取扱要領にしたがって、適切に対応をしていただくようお願いします。
 - ・要領第 82 号「国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」
 - ・要領第 84 号「国民年金（短期年金） 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部年金給付部給付指導G
担当 高梨

連絡先
(代表) 03-5344-1100
(直通) [REDACTED]

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成25年4月2日
給付指 2013-56

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	遺徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚生)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚生)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部
障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準（以下「認定基準」という。）の一部改正について、厚生労働省大臣官房年金管理審議官及び厚生労働省年金局事業管理課長からそれぞれ通知が発出されましたので、改正内容及び関連する事務取扱をお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 認定基準の一部改正

今回の改正は、眼及び精神の障害に関する認定基準の改正並びに眼及び精神の障害用診断書の様式変更です。厚生労働省から通知された認定基準の改正内容及び新様式の診断書は、別添A・Bを参照してください。また、改正の概要については、別添1をご覧ください。

2. 事務取扱

認定基準の改正に伴う事務取扱の詳細は別添2～8を参照してください。事務取扱の主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 改正後の障害認定基準は、平成25年6月1日から適用します。
- (2) 新様式の診断書は、平成25年5月1日から配布してください。
(参考)【給付指 2013-27】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書（管理帳票）の要求数の登録」（指示・依頼）
- (3) 改正に関するQ&Aを作成しましたので、お客様へのご説明や事務処理にご活用ください。（別添8参照）。
- (4) 業務処理要領【マニュアル】年金給付の変更は、追って連絡します。

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（裁定 障害基礎年金請求書、障害給付年金請求書（障害厚生））

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 渡邊、桂
連絡先
(直通) XXXXXXXXXX

審査担当チェック欄 ■

眼及び精神（高次脳機能障害）の障害に関する改正概要

1 眼の障害

(1) 障害認定基準

① 視野障害について、新たに中心視野の8方向の角度の合計値を算出する判断基準を設けるとともに、測定不能の場合や中心暗点のみの場合の取扱いを規定する。

また、認定の対象となる求心性視野狭窄や不規則性視野狭窄等について、具体的な傷病名や状態の説明を追加する。

② 視力、視野以外の障害については、これまで障害手当金相当の障害として「調節機能障害及び輻輳機能障害」及び「まぶたの欠損障害」を規定していたが、これに「まぶたの運動障害」、「眼球の運動障害」、「瞳孔の障害」を追加し、それぞれの障害の状態を例示する。

(2) 診断書の様式

① これまで視野の測定結果を1つの視野表に表記することとしていたが、様式上、2種類の視野表を設けることとし、2つの視標（I/2、I/4）の測定結果をそれぞれの視野表に記載できるよう変更する。

② 中心視野の測定結果については、視野表に加え、新たに8方向の視野の角度とその合計値を記載する欄を設ける。

③ 障害の状態欄に「瞳孔」、「まぶたの運動」、「眼球の運動」についての記載項目を設ける。

2 精神（高次脳機能障害）の障害

(1) 障害認定基準

○ 器質性精神障害に含まれる高次脳機能障害について、疾患の特性や主な症状を明記し、認定の対象であることを明確にする。

また、高次脳機能障害により失語障害が生じる場合は、失語障害を「言語機能の障害」の認定要領により認定し、精神の障害と併合認定するよう整理する。

(2) 診断書の様式

○ 障害の状態欄（現在の病状又は状態像）を整理し、知能障害等の項目の中に高次脳機能障害の主な病状等を確認するための項目を設ける

**国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正にかかる事務取扱
(年金給付部給付企画 G)**

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正（眼及び精神の障害）に関する事務取扱については、以下のとおり行ってください。

1. 実施年月日

(1) 改正後の障害認定基準による事務の実施年月日

- ① 新規請求・額改定（額改定請求書、支給停止事由消滅届等）
平成25年6月1日受付分から
- ② 障害状態確認届
平成25年5月送付対象者（6月生月者）から

(2) 眼及び精神の診断書の様式変更実施時期

- ① 管理帳票用
平成25年5月使用分より
- ② 現況確認用（障害状態確認届）
平成25年5月送付対象者（6月生月者）より

2. 改正後の眼及び精神の障害用診断書（以下「新様式診断書」という。）等の窓口交付

上記「1.」の実施のため、平成25年5月1日から請求者に対して以下のとおり配付してください。年金事務所は、事前に街角の年金相談センター及び市区町村への新様式診断書、診断書作成の留意事項（別添3、4）及び医療機関あて説明文（別添5、6）の配備のため、(1)及び(2)の作業をお願いします。年金事務所、街角の年金相談センター及び市区町村とも余裕を持って対応ができるように準備を進めてください。

○眼の障害 請求者への配付書類

配付書類	ファイル名
新様式診断書	管理帳票
診断書作成の留意事項	別添 3
医療機関あて説明文	別添 5

○精神の障害 請求者への配付書類

配付書類	ファイル名
新様式診断書	管理帳票
診断書作成の留意事項	別添4
医療機関あて説明文	別添6

(1) 印刷

診断書作成要領及び医療機関あて説明文をカラー印刷してください。印刷数量は管轄市区町村及び街角の年金相談センター分も含めて調整してください。

(2) 配付

市区町村及び街角の年金相談センターへ以下の①～④を配付してください。

- ① 送付書（別添7）
- ② 新様式診断書
- ③ 診断書作成の留意事項
- ④ 医療機関あて説明文

《精神の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

別添 4

①欄
障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードも必ず記入してください。
例：高次脳機能障害
ICD-10コード（F04、F06、F07）

⑦欄
特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、本人や家族などの話をできるだけ詳しく記入してください。

⑩ア欄
該当する病状または状態像の番号を○で囲んでください。

- 注意事項
- VI 「てんかん発作のタイプ」
てんかん発作がある場合は、以下の発作のタイプ（A～D）のいずれかを○で囲んでください。
A：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B：意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C：意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D：意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- VII 「高次脳機能障害」
失語の症状について審査を希望される場合は、言語機能の障害用（様式第120号の2）の診断書が必要になります。

国民年金 障害基礎年金 診断書（精神の障害用） 様式第120号の4

氏名 生年月日 性別 男女

住所 市区町村

① 障害の発症年月日 ② 初診の年月日 ③ 診断書の作成年月日

④ 障害の発症年月日 ⑤ 初診の年月日 ⑥ 診断書の作成年月日

⑦ 診断書の作成年月日

⑧ 診断書の作成年月日

⑨ 診断書の作成年月日

⑩ ア 障害の程度 ⑪ 障害の程度 ⑫ 障害の程度

⑬ 障害の程度

⑭ 障害の程度

⑮ 障害の程度

⑯ 障害の程度

⑰ 障害の程度

⑱ 障害の程度

⑲ 障害の程度

⑳ 障害の程度

㉑ 障害の程度

㉒ 障害の程度

㉓ 障害の程度

㉔ 障害の程度

㉕ 障害の程度

㉖ 障害の程度

㉗ 障害の程度

㉘ 障害の程度

㉙ 障害の程度

㉚ 障害の程度

㉛ 障害の程度

㉜ 障害の程度

㉝ 障害の程度

㉞ 障害の程度

㉟ 障害の程度

㊱ 障害の程度

㊲ 障害の程度

㊳ 障害の程度

㊴ 障害の程度

㊵ 障害の程度

㊶ 障害の程度

㊷ 障害の程度

㊸ 障害の程度

㊹ 障害の程度

㊺ 障害の程度

㊻ 障害の程度

㊼ 障害の程度

㊽ 障害の程度

㊾ 障害の程度

㊿ 障害の程度

③欄
①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」を○で囲んでください。確認できないときは、「本人の申立て」を○で囲み、申立て年月日を記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑩イ欄
ア欄の程度、症状およびそれらの症状に伴う日常生活や労働に関する制限について具体的に記入してください。また、投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

〈お願い〉
この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
過去の障害の状態については、当時のカルテに基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。



※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

医療機関 担当者様

眼の障害用診断書様式の変更について

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成25年3月29日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知により国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正が示されました。これに伴い、眼の障害用診断書様式が変更となりましたのでお知らせします。

日本年金機構〇〇年金事務所

医療機関 担当者様

精神の障害用診断書様式の変更について

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成25年3月29日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知により国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正が示されました。これに伴い、精神の障害用診断書様式が変更となりましたのでお知らせします。

日本年金機構〇〇年金事務所

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇年金事務所

眼及び精神の障害用診断書等の送付について

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成25年3月29日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」及び厚生労働省年金局事業管理課長通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改正について」（以下「通知」という。）が示されたところ、市区町村におかれましても地方厚生（支）局より同様の通知が示されていることと存じます。

つきましては、今回の改正に伴い新しい様式となりました別添の眼及び精神の障害用診断書（以下「新様式診断書」という。）及び診断書作成の留意事項並びに医療機関あて説明文を配付いたしますのでご査収ください。

今後、平成25年6月1日から以下のとおり事務を行います。ご不便をおかけしますがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施年月日

(1) 改正後の障害認定基準による事務の実施年月日

- ①新規請求・額改定（額改定請求書、支給停止事由消滅届等）

平成25年6月1日受付分から

- ②障害状態確認届

平成25年5月送付対象者（6月生月者）から

(2) 新様式診断書の変更実施時期

- ①管理帳票等用：平成25年5月使用分より

- ②現況確認用（障害状態確認届）：平成25年5月送付対象者（6月生月者）より

2. 新様式診断書等の窓口交付

上記「1.」の実施のため、平成25年5月1日から請求者に新様式診断書、記入上の注意及び医療機関あて説明文を交付していただくようお願いいたします。

国民年金・厚生年金保険 障害認定基準の一部改正

Q&A

日本年金機構

年金給付部給付企画グループ

目次

第1節／眼の障害 認定基準について.....	3
第8節／精神の障害 認定基準について.....	5

○第1節／眼の障害 認定基準について

Q1 改正の目的を教えてください。

A1 障害年金や障害手当金の障害認定は、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（昭和61年3月31日庁保発第15号、平成14年3月15日庁保発第12号一部改正）により取り扱っていますが、その後の医療水準の向上による医学実態を踏まえる必要があること、また社会保険審査会や事務センター等からの要望で、より詳細な認定要領や診断書様式が求められていることから、見直しを行ったところです。

Q2 改正の概要を教えてください。

Q2 改正の概要は次のとおりです。

- ① 視野障害に中心視野の8方向の角度の合計で判定する基準を追加
- ② 「まぶたの運動障害」、「眼球の運動障害」、「瞳孔の障害」を追加
- ③ 診断書にゴールドマン視野計のI/2とI/4の測定結果をそれぞれ記載できるように変更

Q3 視野の測定結果の記載方法は、従来からゴールドマン視野計のほか、「自動視野計又はこれに準ずるもの」と規定されていますが、自動視野計の測定方法が明記されていません。明記されていない理由を教えてください。

A3 自動視野計による測定値にかかる運用基準の必要性から、厚生労働省で開催された「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」においても規定すべきとの意見もありましたが、ゴールドマン視野計の測定値との整合性などを整理するには、時間を要することから、今回は導入を見送ることとなりました。

なお、専門家会合においてまとめられた「障害認定基準の今後の検討課題等について（提言）」でも、自動視野計の測定値の導入を望まれるとされており、今後の課題となっています。

Q4 視野の測定は、I / 2とI / 4の視標を用いることとなっていますが、これだけでは求心性視野狭窄の判断や輪状暗点の確認ができないのではないのでしょうか。

A4 視野の認定については、傷病名や所見等から求心性視野狭窄や輪状暗点が認められ、I / 2とI / 4の視標で中心の残存視野が分かれば、認定することは可能と考えます。

なお、提出された診断書のみで認定が困難な場合は、必要に応じて医師照会等を行ってください。

Q5 改正後の認定基準で「両眼の視野が10度（5度）以内」を「10度（5度）以内におさまるもの」と修正した理由を教えてください。

A5 改正前の認定基準でも認定に支障はありませんが、認定基準をより明確にするため「10度（5度）以内におさまるもの」と修正しています。

Q6 視野障害で両眼の視野がI / 4の視標で10度以内であれば障害手当金に該当することになっていますが、網膜色素変性症や緑内障など進行性の疾患でも障害手当金と判定するのでしょうか。

A6 認定基準において、進行性の疾患など「傷病が治らないもの」については、障害手当金に該当する程度の障害の状態がある場合であっても3級に該当することとしています。

Q7 診断書の視野表が2つになった理由を教えてください。

A7 改正前は、1つの視野表に2つの視標（I / 4とI / 2）の測定結果を記載することになっていましたが、一方の視標しか記載しないケースや認定上関係のない視標を記載するケース等による不備が多いとの意見がありました。

そのため、診断書の視野表については、I / 4とI / 2の視標を別々に記載することで適正な判断ができるように様式を変更しました。

Q8 中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定するとなっていますが、状態を考慮し認定するとはどのように判定するのでしょうか。

A8 中心暗点のみの場合は、中心部に暗点があると視力でかなり障害を受けているので、基本的には視力障害で認定することとなりますが、暗点が中心からずれていることにより視力が保たれるため、その場合は視野障害の「両眼による視野の2分の1以上欠損したもの」に該当するか判定してください。

Q9 請求傷病が眼瞼痙攣（がんけんけいれん）の場合は、眼の診断書を配布するのですか。

A9 請求傷病が眼瞼痙攣の場合は、まぶた（眼瞼）の障害以外に神経系統（肢体の障害用）や精神障害（精神の障害用）の症状が現れることがありますので、障害の状態を確認して適切な診断書を配布してください。

○第8節／精神の障害 認定基準について

Q1 改正の目的を教えてください。

A1 高次脳機能障害は、平成13年度～平成17年度に厚生労働省において実施された高次脳機能障害支援モデル事業により、病態像は明快になってきましたが、障害年金の認定にあたって、以下の問題点が残っていました。

- ① 病態が精神科と神経内科の領域にまたがっており、障害認定にあたって認定医の専門外の部分の判断が求められる。
- ② 発達障害と同様に社会性やコミュニケーション能力の欠如から日常生活に支障を来すところが国民年金・厚生年金保険 障害認定基準第8節／精神の障害（以下「認定基準」という）上で明確化されていない。
- ③ 肢体の障害や言語の障害を併発していることが多く、これらの障害と併せて判断しなければならないが、日常生活への支障がどの程度であるかの判断が肢体等の機能障害を生じていない場合に比べ難しい。

これらの問題点を認定基準の見直しにより解消することで、認定事務の効率化及び均一化を図ることが目的です。

Q2 改正の概要を教えてください。

A2 改正の概要は以下のとおりです。

- ① 高次脳機能障害の病態像について具体的にどのような症状が生じるものかを記載
- ② 併発する言語障害との併合について明確化
- ③ 病態像をより明快に確認できるよう診断書の記載内容の見直し
- ④ その他文言の整理

Q3 改正により取扱いが変更された点がありますか。

A3 認定基準の明確化を目的とした改正であり、取扱いが変更された点はありません。

Q4 認定基準A(1)「もう想」を「妄想」と修正したのはどのような理由でしょうか。

A4 医学的に標準的な記載方法に修正したものです。

Q5 認定基準A(1)等、「そううつ病」を「気分(感情)障害」を修正したのはどのような理由でしょうか。

A5 認定基準A(1)例示2は運用上、ICD-10のF3区分全体に適用していましたが「そううつ病(F31)」はF3区分の一部にすぎないため、厳密には他の区分(例えば「うつ病(F32)」等)に適用する規定がありませんでした。

そこで、ICD-10のF3区分の総称である「気分(感情)障害」に修正することで認定基準の適用対象を明確にしました。

Q6 認定基準A(3)、B(6)に就労について、「労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。」という文言が追加されたのはどのような理由でしょうか。

A6 現在、厚生労働省において障害者基本法等を基に精神障害者の一体的な就労支援が実施されています。そのため、平成23年6月30日年発0630第1号国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について(平成23年9月1日改正)において、認定基準D及びEに同様の文言が加えられたことに合わせて、今回、A及びBを修正したものです。知的障害や発達障害だけでなく、他の精神障害についても、就労している事実のみをもって認定するのではなく、配慮や援助の状況等を十分確認したうえで認定すべきであることを明確にしたものです。

Q7 認定基準A(5)「なお、認定にあたっては、精神病の病態がICD-10による病態区分のどの区分に属す病態であるかを考慮し判断すること。」とありますが、神経症圏(F4)の傷病名で請求があり、ICD-10の病態区分が診断書に記載されていない場合、すべて医師照会等を行って、精神病の病態を呈しているかを確認しなければならないのでしょうか。

A7 神経症圏(F4)の傷病名で請求があった場合は、先ず認定医に提出された診断書から精神病態が確認できるかをうかがってください。認定医が明らかに精神病相当の状態ではないと判断した場合、又は、明らかに精神病相当の状態であると判断した場合は、必ずしも医師照会等して病態を確認する必要はありません。ただし、必ず認定調書に理由を記載していただってください。

診断書から精神病態にあることが判断できない場合は、医師照会等行ってください。

診断書の記入上の注意には「病態を示しているときは、「⑬備考」欄にその旨と示している病態のICD-10コードを記入してください。」とあります。しかしながら、精神病の病態を示していないときの注意書きは無いため、病態について記載されないままに提出される診断書が相当程度あると考えられます。そのため、すべて医師照会等を行った場合、診断書作成医に二度同じことを確認させる恐れがあること、及び、事務の非効率につながることから、当初記載された症状のみで認定医が障害状態を判断できる場合は、医師照会に依らずに決定することも可としました。

Q8 ICD-10 コードの病態区分について医師照会しても「精神病の病態を呈しているが、ICD-10 コードは記載できない」と回答される場合があります。このような場合、診断書作成医の判断に加えて、認定医の医学的見地から病態を判断して認定することは可能でしょうか。

A8 診断書作成医の「精神病の病態を呈している」との意見と、認定医が精神病相当の状態であると判断する場合は、双方の意見を勘案して認定してください。ただし、認定調書に必ず認定医の意見を記載してください。

診断書作成医の中には、ICD-10 コードを記載することは、病名を診断することと同義であると捉えている場合があります。医師照会に対して協力が得られない場合があります。そのような場合は、認定要領 A (5) を踏まえ精神病相当の状態にあるかを確認する等、適切に対応してください。

Q9 認定基準 B (1) 等、「認知症」を「認知障害」と修正したのは、どのような理由でしょうか。

A9 『傷病名（認知症）』を認定基準の各等級の例示に用いるのは、適用範囲が限定されてしまうため、ふさわしくないことから『症状（認知障害）』を表す語に修正したものです。

Q10 認定基準 B (5) 「高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し…」とあるが、高次脳機能障害を引き起こす原因は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

A10 高次脳機能障害はさまざまな傷病から引き起こされますが、主に以下の原因によるものと考えます。

頭部外傷	硬膜外血腫、硬膜下血腫、脳挫傷、び慢性軸索損傷
脳血管障害	脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血、もやもや病
感染症	脳炎、エイズ脳症
自己免疫疾患	全身性エリテマトーデス、神経ベーチェット病
中毒疾患	アルコール中毒、一酸化炭素中毒
その他	多発性硬化症、脳腫瘍

Q11 認定基準B(5)「なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮する。」という文言はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A11 ここでは障害認定日を判断する際の考え方について述べられています。高次脳機能障害による精神の障害は代償機能やリハビリテーションにより改善する可能性があるため、障害認定日は1年6カ月を経過した日となります(失語による言語の障害も同様です。)

Q12 認定基準B(5)「失語の障害については、本章「第6節 言語機能の障害」の認定要領により認定する。」とあるが、高次脳機能障害で障害年金を請求する場合、精神の障害と言語障害(失語)が併存する場合、どの診断書を案内するべきでしょうか。

A12 精神の診断書様式(様式第120号の4)と言語の診断書(様式第120号の2)を案内してください。

高次脳機能障害での請求の場合は、基本的には精神の診断書を案内します。ただ、高次脳機能障害は、前記Q10において示されているようにさまざまな傷病から引き起こされるため、症状によって診断書の組み合わせも多岐に渡るため、お客様へ案内する際は症状を十分聴取してからご案内ください。

主要なケースの一つとして、脳血管障害により高次脳機能障害と手足の麻痺が後遺症として残った場合は、高次脳機能障害の症状に対して精神の診断書(失語の症状がある場合は言語の診断書)、手足の麻痺に対して肢体の診断書(様式第120号の3)をご案内します。

○精神の障害用 診断書について

Q13 診断書⑩ア欄の文言が修正されたのは、どのような理由でしょうか。

A13 医学的に標準的な記載に修正したものです。文言の意味が変更されたわけではありません。

Q14 認定基準B(5)には、高次脳機能障害に「失語、失行、失認のほか…」とあるが、診断書⑩ア欄に『失語』が無いのはなぜでしょうか。

A14 失語の評価は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準第2節/聴覚の障害によって判断するため、精神の障害用の診断書からは除いています。失語の症状がある場合は、言語の診断書(様式第120号の2)をご案内ください。

Q15 診断書⑩AX3「離脱」を削除したのはなぜでしょうか。

A15 「離脱」は、依存の概念に含まれるものであり、医学的に乱用や依存と並列に記載されるものではないこと、及び、障害年金を請求する初診日から1年6カ月経過した日以降には、離脱症状が続くという人は極めてまれである、という理由から専門家会合で合意のうえ削除されました。

Q16 障害認定基準第8節/精神の障害2認定要領B(4)には、精神作用物質使用による精神障害は、「…精神病性障害を示さない急性中毒及び明らかな身体依存の見られないものは、認定の対象とならない。」とある。「明らかな身体依存」があるかどうかを判断するにあたり、「離脱」の程度は重要な項目となりますが、今後、診断書のどの欄を使用して記載すればよいのでしょうか。

A16 離脱症状はアルコール、薬物依存による精神及び行動の障害に出現する症状の一つです。現症時に症状が出現しているのであれば、診断書⑩イ欄を使用して記載していただいでください。

Q17 診断書から精神保健指定医番号を記載する欄が削除されたのはどのような理由でしょうか。

A17 改正前の診断書では、精神保健指定医でなければ診断書を作成できない、という誤解が生じていました。精神の障害用診断書は、精神保健指定医に限らず精神科を標榜している医師等も作成することができるため削除しました。

なお、診断書を作成する医師の意見は、認定事務において重要な情報となります。このため、可能な範囲で精神保健指定医又は精神科を標榜する医師等専門医の受診をご案内いただくことは差し支えありません。

年管発 0329 第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱っているところであるが、近年の医学的知見を反映して、認定基準及び認定要領を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、平成 25 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添える。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第1節／眼の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前			
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第1節／眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。			第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第1節／眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。			
令別表	障害の程度	障 害 の 状 態	令別表	障害の程度	障 害 の 状 態	
国 年 令 別	1 級	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	国 年 令 別	1 級	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	
	2 級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの		2 級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの	
		身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令	別表第1	3 級	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの	別表第1	3 級	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
		別表第2 障害手当金	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの		厚 年 令 別表第2 障害手当金	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの		一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの			
	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの			
	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの		両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの			
	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの				
<u>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</u>	<u>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</u>					
2 認定要領 眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。 (1) 視力障害 ア・イ (略) ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。 矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。 なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。 エ 両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいう。 オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。			2 認定要領 眼の障害は、視力障害、視野障害、調節機能障害及び輻輳機能障害又はまぶたの欠損障害に区分する。 (1) 視力障害 ア・イ (略) ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力を測定し、これにより認定する。 矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。 なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定し、これにより認定する。 エ 両眼の視力は、両眼視によって累加された視力ではなく、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とはそれぞれの測定値を合算したものをいう。 オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。			

(7) (略)

(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(ロ) (略)

カ (略)

(2) 視野障害

ア 視野の測定は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。

イ ゴールドマン視野計による場合、中心視野については $I/2$ の視標を用い、周辺視野については $I/4$ の視標を用いる。

なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

ウ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) $I/2$ の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの

(イ) 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、 $I/2$ の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものとする。

なお、ゴールドマン視野計の $I/4$ の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。

(注) 求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分が中心部に向かって進行するものである。

エ 「両眼の視野が10度以内のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるものをいう。

この場合、上記ウ(イ)の $I/2$ の測定方法により、残存視野の角度の合計のうち、左右のいずれか大きい方の合計が57度以上のものを対象とする。

オ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているものをいう。

この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。

(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、

(7) (略)

(イ) 矯正により不等像症を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(ロ) (略)

カ (略)

(2) 視野障害

ア 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両眼の視野が5度以内のものをいう。

イ 視野は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には $I/2$ の視標を用い、周辺視野の測定には $I/4$ の視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。

ウ 「両眼の視野が10度以内」又は「両眼の視野が5度以内」とは、それぞれの眼の視野が10度以内又は5度以内のものをいい、求心性視野狭窄の意味である。また、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ10度以内又はそれぞれ5度以内のものを含む。

エ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合の意味である。

したがって、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲等では、該当しない場合もある。

視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側又は耳側半分の視野が欠損するものである。

(3) その他の障害

ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のもをいう。

イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のもをいう。

ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のもをいう。

(7) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの

(4) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの

(7) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のもの

(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。

(3) 調節機能障害及び輻輳機能障害

「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視、頭痛等の眼精疲労が生じ、読書等が続けられない程度のもをいう。

(4) まぶたの欠損障害

「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のもをいう。

(5) 視力障害と視野障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第8節／精神の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第8節／精神の障害</p> <p>精神の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。</p> <p>症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」に準じて取り扱う。</p> <p>A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害</p> <p>(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第8節／精神の障害</p> <p>精神の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」(以下「<u>そううつ病</u>」という。)、<u>「症状性を含む器質性精神障害」</u>、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。</p> <p>症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、<u>もう想</u>、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」に準じて取り扱う。</p> <p>A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害</p> <p>(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1124 316 1171">障害の程度</th> <th data-bbox="316 1124 783 1171">障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1171 316 1536">1 級</td> <td data-bbox="316 1171 783 1536"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1536 316 1861">2 級</td> <td data-bbox="316 1536 783 1861"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1861 316 2040">3 級</td> <td data-bbox="316 1861 783 2040"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障害の状態	1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p>	2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>	3 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 1124 991 1171">障害の程度</th> <th data-bbox="991 1124 1461 1171">障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 1171 991 1536">1 級</td> <td data-bbox="991 1171 1461 1536"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1536 991 1861">2 級</td> <td data-bbox="991 1536 1461 1861"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1861 991 2040">3 級</td> <td data-bbox="991 1861 1461 2040"> <p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障害の状態	1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p>	2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>	3 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p>
障害の程度	障害の状態																
1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>援助</u>が必要なもの</p>																
2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>気分(感情)障害</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>																
3 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p>																
障害の程度	障害の状態																
1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の<u>介護</u>が必要なもの</p>																
2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 <u>そううつ病</u>によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>																
3 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他<u>もう想</u>・幻覚等の異常体験があり、労働が制限を受けるもの</p>																

2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの

(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。

ア (略)

イ 気分(感情)障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。

また、統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

(4) (略)

(5) 神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであつても、原則として、認定の対象とならない。ただし、その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分(感情)障害に準じて取り扱う。

なお、認定に当たっては、精神病の病態がICD-10による病態区分のどの区分に属す病態であるかを考慮し判断すること。

B 症状性を含む器質性精神障害

(1) 症状性を含む器質性精神障害(高次脳機能障害を含む。)とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害(以下「精神作用物質使用による精神障害」という。)についてもこの項に含める。

また、症状性を含む器質性精神障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(2) 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

2 そううつ病によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの

(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。

ア (略)

イ そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。

(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。

(4) (略)

(5) 神経症にあつては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであつても、原則として、認定の対象とならない。ただし、その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又はそううつ病に準じて取り扱う。

B 症状性を含む器質性精神障害

(1) 症状性を含む器質性精神障害とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害(以下「精神作用物質使用による精神障害」という。)についてもこの項に含める。

(2) 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの
2 級	認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	1 認知障害、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの 2 認知障害のため、労働が著しい制限を受けるもの
障害手当金	認知障害のため、労働が制限を受けるもの

(3)・(4) (略)

(5) 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮する。

また、失語の障害については、本章「第6節 言語機能の障害」の認定要領により認定する。

(6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

C てんかん

(1) (略)

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月に1回以上あり、かつ、常時の援助が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回以上、もしくは、C又はDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回未満、もしくは、C又はDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

(注1)・(注2) (略)

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	高度の認知症、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の介護が必要なもの
2 級	認知症、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	1 認知症、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの 2 認知症のため、労働が著しい制限を受けるもの
障害手当金	認知症のため、労働が制限を受けるもの

(3)・(4) (略)

(5) 器質障害としての巣症状については、本章「第9節 神経系統の障害」の認定要領により認定するものとし、その諸症状、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、全体像から総合的に認定する。

(6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。

C てんかん

(1) (略)

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月に1回以上あり、かつ、常時の介護が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回以上、もしくは、C又はDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に2回未満、もしくは、C又はDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

(注1)・(注2) (略)

(3) てんかんの認定に当たっては、その発作の重症度(意識障害の有無、生命の危険性や社会生活での危険性の有無など)や発作頻度に加え、発作間欠期の精神神経症状や認知障害の結果、日常生活動作がどの程度損なわれ、そのためにどのような社会的不利益を被っているのかという、社会的活動能力の損減を重視した観点から認定する。

様々なタイプのでんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

また、てんかんとその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(4) (略)

D 知的障害 (略)

E 発達障害 (略)

(3) てんかんの認定に当たっては、その発作の重症度(意識障害の有無、生命の危険性や社会生活での危険性の有無など)や発作頻度に加え、発作間欠期の精神神経症状や認知障害の結果、日常生活動作がどの程度損なわれ、そのためにどのような社会的不利益を被っているのかという、社会的活動能力の損減を重視した観点から認定する。

様々なタイプのでんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

(4) (略)

D 知的障害 (略)

E 発達障害 (略)

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

目的・趣旨

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成25年政令第79号）が平成25年3月25日に、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第43号）が平成25年3月29日に、それぞれ公布されましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

- 平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率等を基準として、平成25年度における年金額等が定められたほか、所要の改正が行われたものです。
- 平成25年4月から9月までの年金は、平成24年度と同額となります。
なお、年金額の特例水準について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する法律（平成24年11月成立）が平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がります。
- 施行日
平成25年4月1日

照会先
本部事業企画部事業企画G
担当：秋田谷

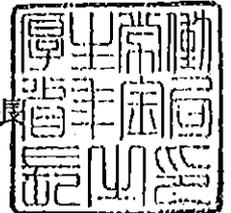
連絡先
(代表) 03-5344-1100
(直通)



年 発 0 4 0 1 第 4 号
平 成 2 5 年 4 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成25年政令第79号）が平成25年3月25日に、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第43号）が平成25年3月29日に、それぞれ別添の通り公布され、いずれも本日施行されたので通知する。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 国民年金法施行令等の一部を改正する政令

1 改正内容

(1) 国民年金法施行令の一部改正

平成25年度において、国民年金の保険料を追納する際に加算率を、平成24年各月発行の10年国債の表面利率の平均値を基準として改定すること。

(2) 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正

物価スライド特例水準と本来水準との丈比べを行うために必要な規定の読替え等を行うこと。

(3) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正

平成25年度における国民年金法に規定する改定率、保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率等を改定すること。

(4) その他関係政令

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

2 施行日

平成25年4月1日

第二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正内容

平成25年度において、特例納付保険料を納付する際に加算率を、平成24年各月発行の10年国債の表面利率の平均値を基準として改定すること。

2 施行日

平成25年4月1日

国民年金法施行令等の一部を改正する政令について

【改正の趣旨】

法律の規定に基づき、平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率等を基準として、平成25年度における年金額等を定めるほか、所要の改正を行うもの。

【平成25年度における年金額について】

- 現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。（特例水準）
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
- 一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されるというルール。
- 平成24年の物価が、基準となる平成23年の物価と比較して変動しなかったことから、平成25年4月から9月までの年金額は平成24年度と同額となる。

※ 年金額の特例水準について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する法律が平成24年11月に成立。この法律が、10月から施行されるため、平成25年10月以降の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がる。（解消のスケジュールは、H25.10 ▲1.0、H26.4 ▲1.0%、H27.4 ▲0.5%）

【政令案の内容】

1. 本来水準の基礎年金額の改定の基準となる率（改定率）の改定（国民年金法第27条）

法律の規定により、平成25年度における改定率については、

- | |
|--|
| <p>① 新規裁定者（昭和21年4月2日以後に生まれた者）
 =前年度改定率（平成25年度改定率=0.982）×物価変動率（1.000）</p> <p>② 既裁定者（昭和21年4月1日以前に生まれた者）
 =前年度改定率（平成25年度改定率=0.982）×物価変動率（1.000）</p> |
|--|

を基準とする。

（注）新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのが原則だが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、国民年金法第27条の2第3項の規定により、新規裁定者についても物価変動率を基準に改定

※ 平成24年物価変動率:1.000

名目手取り賃金変動率:0.994 = 平成25年物価変動率（1.000）×実質賃金変動率（平成21～23年度の3年平均）（0.996）×可処分所得割合変化率（0.998）

⇒ 平成25年度における改定率は、新規裁定者、既裁定者ともに0.982。

2. 本来水準の厚生年金額の改定の基準となる率（再評価率）の改定（厚生年金保険法第43条第1項、別表）

法律の規定により、平成25年度における再評価率の改定については、

- | |
|---|
| ① 新規裁定者（昭和21年4月2日以後に生まれた者）
＝前年度再評価率（平成24年度再評価率）×物価変動率（1.000） |
| ② 既裁定者（昭和21年4月1日以前に生まれた者）
＝前年度再評価率（平成24年度再評価率）×物価変動率（1.000） |

を基準とする。

（注）新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのが原則だが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、厚生年金保険法第43条の2第3項の規定により、新規裁定者についても物価変動率を基準に改定

※ 平成24年物価変動率:1.000

名目手取り賃金変動率:0.994 ⇒ 平成24年物価変動率（1.000）×実質賃金変動率（平成21～23年度の3年平均）（0.996）×可処分所得割合変化率（0.998）

⇒ 平成25年度における再評価率は、新規裁定者、既裁定者ともに物価変動率（1.000）を基準として改定する。

3. 国民年金の保険料改定率の改定（国民年金法第87条）

国民年金の保険料は、平成16年改正により、毎年280円ずつ引き上げ、平成29年4月以降は16,900円となることが法定されているが、いずれの額も平成16年度価格であり、実際の各年度における保険料は、法定された各年度の保険料額に物価や賃金の変動を反映した保険料改定率を乗じた額となる。

平成25年度の保険料改定率の改定については、

前年度改定率（平成24年度保険料改定率=0.964）×平成23年物価変動率（0.997）×実質賃金変動率（平成20～22年度の3年平均=0.989）
--

を基準とする。

⇒ 平成25年度の国民年金の保険料改定率は、0.951。

⇒ 平成25年度の国民年金の保険料額は15,040円。

※平成25年度の法定保険料額（15,820円）×平成25年度の保険料改定率（0.951）⇒15,040円

4. 国民年金の保険料の追納加算率の改定（国民年金法第94条）

免除・学生納付特例期間などに係る国民年金保険料の追納加算率は、前年各月発行の10年国債の表面利率の平均値としている。

平成24年各月発行の10年国債の表面利率の平均値が0.9%であったため、政令で以下の表を定める。

[平成25年度の追納加算率]

追納の対象年度	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15
追納加算率	0.9%	2.1%	3.3%	4.8%	6.4%	8.2%	10.1%	11.7%

※ H21～H15年度は現在の追納加算率にそれぞれ0.9%を加算したもの

この結果、平成25年度に保険料を追納する場合の額は、下記の通りとなる。

(参考：平成25年度の追納額)

追納の対象年度	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15
追納額（円）	15,240	14,970	14,890	14,780	14,750	14,690	14,640	14,860

5. 国民年金の後納保険料の加算率の改定（年金確保支援法附則第2条）

年金確保支援法により、国民年金の保険料未納期間について、10年前の分まで遡って保険料を納めることを可能としている。この場合に、遡って納める保険料（後納保険料）に係る加算率を、4.の追納加算率と同様に定める。

6. その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行う。

7. 施行期日

平成25年4月1日

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令について

[趣旨]

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号。以下「法」という。）に基づき事業主等が支払う特例納付保険料については、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額とされている。
- 当該加算額は、未納保険料に各年度毎に定める追納加算率を乗じて得た額としていることから、平成 25 年度において用いる平成 22 年度分の追納加算率を定めて、各年度の追納加算率を改定する。

※ 当該加算額は、未納保険料に各年度毎に定める追納加算率を乗じて得た額としており、国民年金の保険料の追納加算率等にならい、毎年、改定を行っている。

※ 加算率については、以下の指標により設定。

- ・平成 17 年度以降：前年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均
- ・平成 16 年度以前：財政再計算上の予定運用利回り

[内容]

- 平成 24 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均が 0.9%であることを踏まえ、平成 25 年度において用いる平成 22 年度分の追納加算率は、0.009 とする。
- ※ 国民年金の保険料の追納加算率や中国残留邦人等の特例に係る保険料の追納加算率についても同じ率を用いている。

[施行期日]

平成 25 年 4 月 1 日

[省令委任規定]

法第 2 条第 1 項

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三條の二第五項及び第四十三條の三第四項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三條第五項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第三項及び附則別表第一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第十一条第四項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第二十七條第二項及び第三十一条第一項第二号、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、並びに国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項ただし書中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十四年四月」を「平成二十五年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十五年度	〇・一一七
平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・六二二
昭和三十七年度	八・一一一
昭和三十八年度	七・六三六
昭和三十九年度	七・一八六
昭和四十年度	六・七五九
昭和四十一年度	六・三五四
昭和四十二年度	五・九七一
昭和四十三年度	五・六〇七
昭和四十四年度	五・二六三
昭和四十五年度	四・九三七
昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六

昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年度	三・五四二
昭和五十一年度	三・三〇五
昭和五十二年度	三・〇八一
昭和五十三年度	二・八六八
昭和五十四年度	二・六六七
昭和五十五年度	二・四七五
昭和五十六年度	二・二九四
昭和五十七年度	二・一二二
昭和五十八年度	一・九六〇
昭和五十九年度	一・八〇五
昭和六十年度	一・六五九
昭和六十一年度	一・五二一
昭和六十二年度	一・三八九
昭和六十三年度	一・二六五
平成元年度	一・一四七
平成二年度	一・〇三五
平成三年度	〇・九二九
平成四年度	〇・八二八
平成五年度	〇・七三三
平成六年度	〇・六四二
平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九

平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一一七
平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九
昭和三十六年度	八・六一二
昭和三十七年度	八・一一一
昭和三十八年度	七・六三六
昭和三十九年度	七・一八六
昭和四十年度	六・七五九
昭和四十一年度	六・三五四
昭和四十二年度	五・九七一
昭和四十三年度	五・六〇七
昭和四十四年度	五・二六三
昭和四十五年度	四・九三七
昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六
昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年度	三・五四二
昭和五十一年度	三・三〇五

(北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正)
 第三条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表(第二条、第三条、第八条関係)

昭和五十二年	三・〇八一
昭和五十三年	二・八六八
昭和五十四年	二・六六七
昭和五十五年	二・四七五
昭和五十六年	二・二九四
昭和五十七年	二・一一二
昭和五十八年	一・九六〇
昭和五十九年	一・八〇五
昭和六十年	一・六五九
昭和六十一年	一・五二一
昭和六十二年	一・三八九
昭和六十三年	一・二六五
平成元年	一・一四七
平成二年	一・〇三五
平成三年	〇・九二九
平成四年	〇・八二八
平成五年	〇・七三三
平成六年	〇・六四二
平成七年	〇・五五七
平成八年	〇・四七六
平成九年	〇・三九九
平成十年	〇・三二六
平成十一年	〇・二七五
平成十二年	〇・二三六
平成十三年	〇・一七九
平成十四年	〇・一三三
平成十五年	〇・一一七
平成十六年	〇・一〇一
平成十七年	〇・〇八二

平成十八年	〇・〇六四
平成十九年	〇・〇四八
平成二十年	〇・〇三三
平成二十一年	〇・〇二一
平成二十二年	〇・〇〇九

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中「平成二

十四年四月から平成二十五年三月まで
 一・〇〇一
 平成二

十四年四月から平成二十五年三月まで
 一・〇〇一
 平成二

十五年四月から平成二十六年三月まで
 一・〇〇一
 平成二

第十一条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

(国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正)

第五条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む)中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改める。

第二条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に、「〇・九六四」を「〇・九五二」に改める。

第三条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改め、同条の表中「四四、九四〇円」を「四五、一二〇円」に、「八九、八八〇円」を「九〇、二四〇円」に、「一三四、八二〇円」を「一三五、三六〇円」に、「一七九、七六〇円」を「一八〇、四八〇円」に、「二三四、七〇〇円」を「二三五、六〇〇円」に、「二六九、六四〇円」を「二七〇、七二〇円」に改める。

第四条(見出しを含む)中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七
----------------------	-------

別表第十五号中「以後」を「から昭和二十一年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

十六 昭和二十一年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三六七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七〇九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四二九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九四六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九五八
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六六

別表第三中「昭和二十年四月二日以後に生まれた者」を「昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者」に改める。

第七二条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正

第七二条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四一四
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・六三三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・二一五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇〇六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・二七五
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・二〇一
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七九六
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・五九六
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二一九
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八三五
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七四二
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・六七八
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・七四二
昭和五十一年一月から昭和五十四年三月まで	一・四七四
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・五四二
昭和五十五年四月から昭和五十七年三月まで	一・四四九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四二九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三三四
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・二七二
昭和六十年四月から昭和六十年九月まで	一・二七二
昭和六十年十月から昭和六十年十二月まで	一・二七二

附則別表第二号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号の表に次のように加える。

平成二十三年度	〇・〇〇〇
---------	-------

平成二十三年度	〇・〇〇〇
---------	-------

(国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第七条 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十四年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

平成十五年度	〇・一一七
平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

附則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第四十三号
 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
 例等に関する法律(平成十九年法律第百二十一号)
 第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保
 険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施
 行規則の一部を改正する省令を次のように定め
 る。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付
 の特例等に関する法律施行規則の一部を改
 正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
 例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働
 省令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表(第二条関係)
 別表を次のように改める。

昭和十五年度	二一・六三三
昭和十六年度	二〇・八六七
昭和十七年度	二〇・二二八
昭和十八年度	一九・四一三
昭和十九年度	一八・七二三
昭和二十年度	一八・〇五六
昭和二十一年度	一七・四一二

昭和二十二年度	一六・七八九
昭和二十三年度	一六・一八七
昭和二十四年度	一五・六〇六
昭和二十五年度	一五・〇四五
昭和二十六年	一四・五〇二
昭和二十七年	一三・九七八
昭和二十八年	一三・四七一
昭和二十九年	一二・九八二
昭和三十年	一二・二五三
昭和三十一年	一一・五六二
昭和三十二年	一〇・九〇七
昭和三十三年	一〇・二八七
昭和三十四年	九・六九八
昭和三十五年	九・一四〇
昭和三十六年	八・六二二
昭和三十七年	八・一一一
昭和三十八年	七・六三六
昭和三十九年	七・一八六
昭和四十年	六・七五九
昭和四十一年	六・三五四
昭和四十二年	五・九七一
昭和四十三年	五・六〇七
昭和四十四年	五・二六三
昭和四十五年	四・九三七

昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六
昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年	三・五四二
昭和五十一年	三・三〇五
昭和五十二年	三・〇八一
昭和五十三年	二・八六八
昭和五十四年	二・六六七
昭和五十五年	二・四七五
昭和五十六年	二・二九四
昭和五十七年	二・一一二
昭和五十八年	一・九六〇
昭和五十九年	一・八〇五
昭和六十年	一・六五九
昭和六十一年	一・五二一
昭和六十二年	一・三八九
昭和六十三年	一・二六五
平成元年度	一・一四七
平成二年度	一・〇三五
平成三年度	〇・九二九
平成四年度	〇・八二八
平成五年度	〇・七三三
平成六年度	〇・六四二

平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九
平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一一七

る。

附則
この省令は、平成二十五年四月一日から施行す

平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成25年度における老齢福祉年金、特別障害給付金の金額 及び
障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金にかかる所得制限額
(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

経営企画部、年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部

目的・趣旨

平成25年度の老齢福祉年金及び特別障害給付金の金額、及び障害基礎年金(年金コード2650、6350)、老齢福祉年金、特別障害給付金にかかる所得制限額をお知らせします。

ポイント(内容)

- 平成25年度の老齢福祉年金(平成25年4月～9月)、特別障害給付金の金額に改正はありません。(注)平成25年10月以降については別途連絡します。

〈老齢福祉年金〉

年額：402,900円

一部停止額：88,500円

〈特別障害給付金〉

月額 一級：49,500円

二級：39,600円

- 平成25年度においては、障害基礎年金(年金コード2650、6350)、老齢福祉年金、特別障害給付金にかかる所得制限額に変更はありません。主な所得限度額は次のとおりです。

〈障害基礎年金、特別障害給付金〉

- ・本人の所得限度額

政令で定める金額を超える場合、支給停止となる。

全額支給停止 扶養親族0人…年4,621,000円

半額支給停止 扶養親族0人…年3,604,000円

所得制限限度額

(平成25年度(24年分の所得))

○本人所得制限限度額

(平成25. 8~26. 7の支分権決定用)

【障害】 【特別障害給付金】

(単位:円)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
制限額	2分の1停止	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000	1人増す毎に 38万円を 加算
	全額停止	4,621,000	5,001,000	5,381,000	5,761,000	6,141,000	6,521,000	

特別障害給付金は、受給資格者の前年の所得が、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで、政令に定めるところにより、その全部又は2分の1に相当する部分の支給を停止する。

(特定障害給付金に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第9条)

特別障害給付金の支給停止の計算にあたり、扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは、一人につき10万円加算。特定扶養親族であるときは一人につき25万円加算。

(特定障害給付金に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令 第2条)

<例>

扶養親族が3人、そのうち老人扶養親族が1人、特定扶養親族が1人。

2分の1停止の制限額…扶養親族が3人で4,744,000円+老人扶養親族分加算100,000円
+特定扶養親族250,000円=5,094,000円

全部停止の制限額…扶養親族が3人で5,761,000円+老人扶養親族分加算100,000円
+特定扶養親族250,000円=6,111,000円

よって、受給資格者の所得が

0円~5,094,000円の場合→全額支給

5,094,001円~6,111,000円の場合→2分の1停止

6,111,001円以上の場合→全額停止

所得の額から差し引かれる額（政令控除額）

平成25年度（24年分の所得）政令控除額一覧表

控除の区分		所得者の区分	受給者本人の所得から控除されるもの
			特別障害給付金の受給資格者
社会保険料控除			控除相当額
雑損控除			同上
医療費控除			同上
小規模企業共済等掛金控除			同上
配偶者特別			同上
所得者本人	障害者控除		
	特別障害者控除		
	老年者控除		
	寡婦（夫）控除		270,000円
	寡婦特別控除		350,000円
	勤労学生控除		270,000円
扶養親族及び配偶者	障害者控除		一人につき 270,000円
			一人につき 400,000円
	特別障害者控除		一人につき 270,000円
			一人につき 400,000円
肉用牛の売却による農業所得に対する所得税の免除に相当する控除			免除に係る所得額

注

（注）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第4条第2項第2号により、特別障害給付金の支給を受けている者に係る障害者控除・特別障害者控除は、所得状況届審査においては控除の対象外として取り扱う。

老齢福祉年金 所得制限限度額

(平成25年度(24年分の所得))

【政令で定める額】

(平成25. 8~26. 7の支分権決定用)

扶養親族等の数		扶養親族の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得限度額	全額支給停止	1,595,000	1,975,000	2,355,000	2,735,000	3,115,000	3,495,000
配偶者・扶養義務者所得限度額	全額支給停止	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000
	一部支給停止	3,401,000	3,650,000	3,863,000	4,076,000	4,289,000	4,502,000

老齢福祉年金は、受給権者の前年の所得が、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えると、また、配偶者、扶養義務者の前年の所得が、扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで、政令で定めるところにより、その全部又は一部支給を停止する。

(旧国民年金法第66条第1項第2項、第5項 旧国民年金法第79条の2第5項)

老齢福祉年金の所得による支給停止の計算にあたり、

- ① 受給権者本人の所得制限額は、扶養親族がないときは1,595,000円。扶養親族が1人増える毎に38万円加算。当該扶養親族が所得税法に定める老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは、一人につき10万円加算。当該扶養親族が特定扶養親族であるときは1人につき25万円加算。
- ② 配偶者及び扶養親族の一部支給停止になる所得制限限度額は、
 - ア. 扶養親族がないときは3,401,000円、扶養親族が1人のときは3,650,000円
 - イ. <一部停止>
 扶養親族が2人以上の場合、3,650,000円+(扶養親族人数-1)×213,000円
 当該扶養親族が所得税法に定める老人扶養親族である場合は老人扶養親族1人につき6万円を加算。
 (ただし扶養親族の全員が老人扶養親族であるときは(老人扶養親族人数-1)×6万円を加算。)
 - <全額停止>
 扶養親族が2人以上の場合、6,536,000円+(扶養親族人数-1)×213,000円
 当該扶養親族が所得税法に定める老人扶養親族である場合は老人扶養親族1人につき6万円を加算。
 (ただし扶養親族の全員が老人扶養親族であるときは(老人扶養親族人数-1)×6万円を加算。)

(旧国民年金法施行令第6条の4)

<例>

受給権者本人…扶養親族2人(うち老人控除対象配偶者1人、特定扶養親族…1人)
 配偶者…扶養親族なし
 扶養義務者…扶養親族2人(うち老人扶養親族が2人)

- ◎ 受給権者本人…1,595,000円+(扶養親族2人×380,000円)+(老人控除対象配偶者1人×100,000円)
 +(特定扶養親族1人×250,000円)=2,705,000円
- ◎ 配偶者<一部停止>…3,401,000円
 配偶者<全額停止>…6,287,000円
- ◎ 扶養義務者<一部停止>…3,650,000円+(扶養親族2人-1人)×213,000円+(老人扶養親族2人-1人)
 ×60,000=3,923,000円
 扶養義務者<全額停止>…6,536,000円+(扶養親族2人-1人)×213,000円+(老人扶養親族2人-1人)
 ×60,000=6,809,000円

よって

- ☆ 受給権者本人 2,705,001円以上→全額停止
- ☆ 配偶者 3,401,000円以上~6,287,000円未満→一部停止 6,287,000円以上→全額停止
- ☆ 扶養義務者 3,923,000円以上~6,809,000円未満→一部停止 6,809,000円以上→全額停止

老齢福祉年金 所得の額から差し引かれる額（政令控除額）

平成25年度（24年分の所得）政令控除額一覧表

（平成25. 8～26. 7の支分権決定用）

所得者の区分		受給者本人の所得から控除されるもの	配偶者の所得から控除されるもの	扶養義務者の所得から控除されるもの	略号
控除の区分					
	社会保険料控除	控除相当額			社
	政令控除額 （旧施行令第6条の2第1項）		80,000円	80,000円	
	雑損控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額	雑
	医療費控除	同上	同上	同上	医
	小規模企業共済等掛金控除	同上	同上	同上	小
	配偶者特別	同上	同上	同上	配
所得者本人	障害者控除	270,000円	270,000円	270,000円	障
	特別障害者控除	400,000円	400,000円	400,000円	特障
	寡婦（夫）控除	270,000円		270,000円	寡
	寡婦特別控除	350,000円		350,000円	寡特
	勤労学生控除	270,000円	270,000円	270,000円	勤
扶養親族及び配偶者	障害者控除	一人につき	一人につき	一人につき	障
		270,000円	270,000円	270,000円	
	特別障害者控除	一人につき	一人につき	一人につき	特障
		400,000円	400,000円	400,000円	
	肉用牛の売却による農業所得に対する所得税の免除に相当する控除	免除に係る所得額	免除に係る所得額	免除に係る所得額	肉

詳細

- ① 繰上げ額試算ツール : 「事務処理要領」(Ⅳ具体的な事務処理-1-(4)-②)に記載のある機構本部全国一括業務部門で年金の決定処理を行う事案にかかる試算を行うためのツールファイル
- ② 繰上げ額試算マニュアル : ①の入力方法、表示内容等について示されているファイル
- ③ 老基テンプレート : ①などで算出した老齢基礎年金の金額等を入力することにより、年金見込額照会回答票として出力される仕様のファイル

2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 3 月 1 日 給付情 2013-17)

金融機関の店舗名称変更等（平成 25 年 4 月 15 日支払から変更）について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更

(平成 25 年 3 月 13 日 給付情 2013-22)

金融機関の店舗名称変更について、お知らせしたものです。

(平成 25 年 6 月定時支払向けの通知書等から新金融機関名称で印字されます。)

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 4 月 3 日 給付情 2013-33)

金融機関の店舗名称変更等（平成 25 年 5 月 15 日支払から変更）について、お知らせしたものです。

銀行・信金

金融機関名コード	旧店舗名称・店舗コード	新店舗名称・店舗コード	実施時期(年月日)
0185 鹿児島銀行	キシヤバ きしやば 111	カモイ 鴨池 120	平成25年1月28日
1013 渡島信用金庫	イマカネ 今金 009	シンセキ 新せたな 007	平成25年1月28日
0129 足利銀行	コマコウ 駒生出張所 116	ウツミキョシ 宇都宮西 116	平成25年2月4日
0118 みちのく銀行	トオテツエキビル 十鉄駅ビル 121	トワダ 十和田 056	平成25年2月12日
0142 山梨中央銀行	ワカクサ 若草 408	オガサハラ 小笠原 403	平成25年2月12日
0005 三菱東京UFJ銀行	シンイナゲ 新稲毛出張所 283	シンイナゲ 新稲毛 283	平成25年2月18日
0005 三菱東京UFJ銀行	ナルコ 鳴子出張所 289	ナルコ 鳴子 299	平成25年2月18日
0146 北國銀行	タヅルハマ 田鶴浜 321	ナオ 七尾 312	平成25年2月18日
0534 富山第一銀行	イオンエフビー イオンFB 040	タカカ 高岡 041	平成25年2月12日
2095 相双信用組合		イキ いわき 011	平成25年3月4日 新設
0191 北九州銀行		チハヤ 千早 163	平成25年3月4日 新設
0191 北九州銀行		カンダ 苅田 166	平成25年3月18日 新設

農協等

農協名コード	旧店舗名称・店舗コード	新店舗名称・店舗コード	実施時期(年月日)
4267 茨城中央農協	トモヘ 友部 007	ホンテン 本店 001	平成25年1月28日
4422 茨城むつみ農協	クワケ 沓掛 021	サシマチユウオウ 猿島中央 019	平成25年1月28日
4422 茨城むつみ農協	サカサイヤマ 逆井山 020	サシマチユウオウ 猿島中央 019	平成25年1月28日
4422 茨城むつみ農協	オイゴスガ 生子菅 019	サシマチユウオウ 猿島中央 019	平成25年1月28日
4726 あだち野農協	キタモト 北本 012	イト 石戸 013	平成25年2月12日
7092 いずみの農協	サイワイ 幸 021	クスノハ くずのは 021	平成25年2月12日
7092 いずみの農協	シダ 信太 020	クスノハ くずのは 021	平成25年2月12日
7708 いずも農協	トビス 鳶巣 018	カワ 川跡 017	平成25年2月12日
7938 佐伯中央農協	クハ 玖波 246	ハルミ 晴海 245	平成25年2月12日
8575 土佐市農協	キタハラ 北原 003	ホンショ 本所 001	平成25年2月12日
8575 土佐市農協	タカカ 高岡 002	ホンショ 本所 001	平成25年2月12日
8632 福岡市東部農協	ナタ 奈多 011	ミマ 三苦 012	平成25年2月12日
9471 愛知県信濃連	カタハラ 形原 180	カマゴオリ 蒲郡 180	平成25年2月12日
9471 愛知県信濃連	ニシウラ 西浦 170	カマゴオリ 蒲郡 180	平成25年2月12日

平成25年3月13日

給付情2013-22

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の名称変更 (情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の名称変更についてご連絡します。

ポイント (内容)

- 平成25年4月1日付で、「熊本ファミリー銀行」が、「熊本銀行」へ名称変更となります。
※金融機関コード(0587)、店舗名称、店舗コードの変更はございません。
- 業務スケジュールにつきましては、別紙1のとおりです。
- 受給権者原簿の一括更新時期
平成25年6月定期支払分から金融機関名称を変更します。
- 年金支払いにかかる年金振込通知書等の金融機関名称の出力について
平成25年6月定時支払向けの通知書等から新金融機関名称で印字されます。

照会先
本部年金給付部 給付企画G
担当 馬場(秀一)、上林
連絡先
(直通) [REDACTED]

2. 受給権者原簿の一括変更時期
平成25年6月定期支払分から金融機関名称を変更します。

3. 年金支払いにかかる年金振込通知書等の金融機関名称の出力について
平成25年6月定時支払向けの通知書等から新金融機関名称で印字されます。

4. 一括変更処理後の受給権者原簿への照写
平成25年4月22日(月)から確認することができます。

店舗一覧表

【別紙2】

(旧)			(新)				
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗名(漢字)	旧店舗名(カナ)	店舗コード	新店舗名(漢字)	新店舗名(カナ)	
熊本ファミリー銀行 0587	001	中央	チュウオウ	熊本銀行 0587	001	中央	チュウオウ
	002	川尻	カワシ		002	川尻	カワシ
	003	水前寺	スイゼンジ		003	水前寺	スイゼンジ
	004	下通	シモトオリ		004	下通	シモトオリ
	005	浄行寺	ジヨウキヨウジ		005	浄行寺	ジヨウキヨウジ
	006	田崎	タサキ		006	田崎	タサキ
	009	託麻	タクマ		009	託麻	タクマ
	010	南熊本	ミナミクマモト		010	南熊本	ミナミクマモト
	011	清水	シミズ		011	清水	シミズ
	012	玉名	タマナ		012	玉名	タマナ
	013	宮地	ミヤヂ		013	宮地	ミヤヂ
	017	小国	オグニ		017	小国	オグニ
	018	浜町	ハママチ		018	浜町	ハママチ
	019	日赤通	ニツセキトオリ		019	日赤通	ニツセキトオリ
	020	武蔵ヶ丘	ムサシガオカ		020	武蔵ヶ丘	ムサシガオカ
	021	人吉	ヒトヨシ		021	人吉	ヒトヨシ
	023	水俣	ミナマタ		023	水俣	ミナマタ
	026	宮原出張所	ミヤノハラ		026	宮原出張所	ミヤノハラ
	027	多良木	タラキ		027	多良木	タラキ
	029	新大江	シンオオエ		029	新大江	シンオオエ
	031	荒尾	アラオ		031	荒尾	アラオ
	035	福岡営業部	フクオカ		035	福岡営業部	フクオカ
	043	出水	イズミ		043	出水	イズミ
	045	川内	センガイ		045	川内	センガイ
	047	田迎	タムカイ		047	田迎	タムカイ
	049	崇城大学通	ソウシヨウダイトオリ		049	崇城大学通	ソウシヨウダイトオリ
	050	東託麻	ヒガシタクマ		050	東託麻	ヒガシタクマ
	053	第二空港通	ダイニクウコウトオリ		053	第二空港通	ダイニクウコウトオリ
	056	新屋敷	シンヤシキ		056	新屋敷	シンヤシキ
100	本店営業部	ホンテン	100	本店営業部	ホンテン		
101	花畑	ハナハタ	101	花畑	ハナハタ		
102	子飼橋	コカイハシ	102	子飼橋	コカイハシ		
107	健軍	ケンGUN	107	健軍	ケンGUN		
108	白山通	ハクサントオリ	108	白山通	ハクサントオリ		
109	保田窪	ホクタボ	109	保田窪	ホクタボ		
110	楠	クスノキ	110	楠	クスノキ		
111	桜木	サクラキ	111	桜木	サクラキ		
114	益城	マシキ	114	益城	マシキ		
115	菊南	キクナン	115	菊南	キクナン		
116	京町台	キヨウマチダイ	116	京町台	キヨウマチダイ		
120	西山中学前	セイザンチュウウカクマエ	120	西山中学前	セイザンチュウウカクマエ		
124	近見	チカミ	124	近見	チカミ		
126	麻生田	アソウダ	126	麻生田	アソウダ		
129	合志	コウシ	129	合志	コウシ		
130	薄場	ウスバ	130	薄場	ウスバ		
131	県庁	ケンチヨウ	131	県庁	ケンチヨウ		
132	菊陽	キクヨウ	132	菊陽	キクヨウ		
133	嘉島	カシマ	133	嘉島	カシマ		
201	八代	ヤツシロ	201	八代	ヤツシロ		
202	山鹿	ヤマカ	202	山鹿	ヤマカ		
204	天草	アマクサ	204	天草	アマクサ		
207	牛深	ウシフカ	207	牛深	ウシフカ		
208	菊池	キクチ	208	菊池	キクチ		
209	宇土	ウト	209	宇土	ウト		
210	三角	ミシミ	210	三角	ミシミ		
211	大津	オオヅ	211	大津	オオヅ		
212	阿蘇	アソ	212	阿蘇	アソ		
213	鏡	カガミ	213	鏡	カガミ		
215	松橋	マツハシ	215	松橋	マツハシ		
216	南関	ナンカン	216	南関	ナンカン		
217	天水	テンスイ	217	天水	テンスイ		
219	大矢野	オオヤノ	219	大矢野	オオヤノ		

金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗名(漢字)	旧店舗名(カナ)		店舗コード	新店舗名(漢字)	新店舗名(カナ)
熊本ファミリー銀行 0587	220	松江通	マツエトオリ	熊本銀行 0587	220	松江通	マツエトオリ
	291	植木	ウエキ		291	植木	ウエキ
	292	いつわ	イツワ		292	いつわ	イツワ
	293	松島	マツシマ		293	松島	マツシマ
	303	諸岡	モロオカ		303	諸岡	モロオカ
	320	久留米	クルメ		320	久留米	クルメ
	330	大牟田	オオムタ		330	大牟田	オオムタ
	501	鹿児島	カゴシマ		501	鹿児島	カゴシマ

平成25年4月3日
給付情2013-33

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター						年金事務所					
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成25年5月15日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画G
本部 担当 馬場（秀一）、上林
連絡先
(直通)

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
0119	秋田銀行	141	ミヨウテン 明田	▷	0119	秋田銀行	133	テカタ 手形	平成25年3月18日
0125	七十七銀行	816	エアリ エアリ出張所	▷	0125	七十七銀行	817	セキパンタ せきのした	平成25年2月25日
0153	十六銀行	164	ツカサマチ 司町出張所	▷	0153	十六銀行	163	ケンチヨウ 県庁	平成25年3月18日
0166	鳥取銀行	165	サカイウチハマ 境内浜出張所	▷	0166	鳥取銀行	141	サカイウチヨウ 境中央	平成25年3月18日
0166	鳥取銀行	801	フナオカ 船岡代理店	▷	0166	鳥取銀行	134	コオカ 郡家	平成25年3月18日
0472	SBJ銀行	009	シンジユク 新宿出張所	▷	0472	SBJ銀行	009	シンジユク 新宿	平成25年3月1日
0501	北洋銀行	150	サツホロ 札幌営業部	▷	0501	北洋銀行	028	ホリテン 本店営業部	平成25年3月11日
0544	中京銀行	620	イセシ 伊勢西	▷	0544	中京銀行	609	イセ 伊勢	平成25年3月11日
1227	烏山信用金庫	017	ウジエイチユウ 氏家中央	▷	1227	烏山信用金庫	015	ウジエイ 氏家	平成25年3月11日
1351	城北信用金庫	201	ミナミセンジュ 南千住営業部	▷	1351	城北信用金庫	201	ミナミセンジュ 南千住	平成25年3月18日
1620	京都北都信用金庫	059	イオンクチヤマテン イオン福知山店 出張所	▷	1620	京都北都信用金庫	055	サリオ 篠尾	平成25年2月25日
1732	おかやま信用金庫	083	キタガタ 北方	▷	1732	おかやま信用金庫	178	ツシマ 津島	平成25年2月25日
2448	豊橋商工信用組合	012	トヨカワインター 豊川インター	▷	2448	豊橋商工信用組合	010	トヨカワ 豊川	平成25年3月18日
2963	中央労働金庫	255	ハニユウ 羽生出張所	▷	2963	中央労働金庫	255	ハニユウ 羽生	平成25年3月1日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
3133	札幌市農協	022	北野	▷	3133	札幌市農協	021	清田	平成25年3月11日
3133	札幌市農協	023	新川	▷	3133	札幌市農協	007	琴似	平成25年3月11日
3932	山形農協	004	南沼原	▷	3932	山形農協	005	宮浦	平成25年2月25日
4125	たむら農協	015	要田	▷	4125	たむら農協	006	船引	平成25年3月11日
5050	八王子市農協	015	大塚	▷	5050	八王子市農協	014	由木	平成25年3月11日
5050	八王子市農協	009	楢原	▷	5050	八王子市農協	008	川口	平成25年3月11日
5962	小松市農協	024	本江出張所	▷	5962	小松市農協	004	苗代	平成25年3月11日
6129	ぎふ農協	016	日置江	▷	6129	ぎふ農協	017	鶯	平成25年3月11日
7032	茨木市農協	015	島出張所	▷	7032	茨木市農協	004	南	平成25年2月25日
7032	茨木市農協	005	玉島	▷	7032	茨木市農協	004	南	平成25年2月25日
7032	茨木市農協	016	星見出張所	▷	7032	茨木市農協	004	南	平成25年2月25日
7032	茨木市農協	004	玉櫛	▷	7032	茨木市農協	004	南	平成25年2月25日
7032	茨木市農協	014	南茨木	▷	7032	茨木市農協	004	南	平成25年2月25日
7032	茨木市農協	001	本所	▷	7032	茨木市農協	001	本店	平成25年2月25日
8762	佐賀県農協	142	医大前	▷	8762	佐賀県農協	135	鍋島	平成25年3月11日
8771	伊万里市農協	023	曲川	▷	8771	伊万里市農協	022	西有田	平成25年3月11日
9494	延岡市漁協	041	浦城	▷	9494	宮崎県信漁連	001	本所	平成25年3月1日
9494	延岡市漁協	061	本所	▷	9494	宮崎県信漁連	001	本所	平成25年3月1日
9494	栄松漁協	221	本所	▷	9494	宮崎県信漁連	001	本所	平成25年3月1日

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

（平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65）

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うこととしたところをお伝えしているところです。

今回は、平成 25 年 4 月 19 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載いたします。

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年4月19日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年4月19日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示-依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企指2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97			1		A3		
	悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70					A2	2012年12月14日	2012-002
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59		1			不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日	-	平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67		1			A3		
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日	-	平成23年3月7日 リコ指2011-40							
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項		1			A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項		1			A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務指2011-25				1	A3		
	軽装(ケールピス) 励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
		2012年5月1日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
	軽装(スーパーケールピス) 励行期間の実施	2012年6月1日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15							
財務部	福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務指2011-18							
		2011年11月1日	2012年3月31日	平成23年10月25日 総務指2011-24							
		2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務指2012-13					A3		
人事管理部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61		1			A3		
	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16							
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人管指2011-72							
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-85							
	平成25年4月採用准職員の募集等の対応	2012年12月17日	2013年1月15日	人管指2012-123					A3	2012年12月19日	2012-003
	平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学等	2012年12月19日	2013年4月19日	人管指2012-124		1			B3	2012年12月19日	2012-004
労務管理部	平成25年7月准職員募集	2013年4月3日	2013年4月23日	人管指2013-47				1	A3	2013年4月11日	2013-003
	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労管指2011-90							
事業企画部	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 事企指2010-36		1			A2		
	「社労士会復興支援ホットライン」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 事企指2011-37							
	中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 事企指2011-119					A2		
サービス推進部	待機者等に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所変更情報等の把握に関する実施要領	2013年4月1日	2014年3月31日(予定、別途指示)	平成25年3月28日 事企指2013-29		1			A2 又は A3	2013年3月28日	
	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について							

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成25年4月19日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年4月19日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		発着日	管理番号
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		2			A1		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38							
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10							
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示（お客様へのお約束10か条に添付）	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59		[2]			A1		
	ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38							
	「わたしと年金」エッセイ募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26							
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20							
平成24年度お客様満足度アンケートの実施	2012年1月4日～1月25日までの連続する5営業日		サ推指2012-55		1	1	3	A3又はA4	2012年11月29日	2012-001	
年金相談部	私の履歴整理表の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A2		
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		2			A3		
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、 年相指2010-38		1			A3		
		2012年4月25日		平成24年04月25日 年相指2012-56							
記録問題対策部	年金額（年額）の増額（累積）グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12				A2			
		2012年4月18日	→ 月次	平成24年04月18日 記対指2012-41		1					
	未統合記録5,095万件の解明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12				A2			
		2012年4月18日	3か月毎	平成24年04月18日 記対指2012-41		1					
	ねんきんネット周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26							
	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3		
	「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3		
	「ねんきんネット」4次リリースについて※リーフレットのみ	2013年1月31日	-	平成25年1月18日 事企指2013-4、配管指2013-1							
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その②	2012年11月21日	-	平成24年11月21日 記対指2012-125、事企指2012-109					A2		
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その⑥	2013年1月31日	-	平成25年1月21日 記対指2013-7、事企指2013-3		1	1		A2	2013年1月18日	2013-001
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品質指2010-43、 リコ指2010-5、広報指2010-7							
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品質指2012-48、 リコ指2012-17、広報指2012-4				1	A3		

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成25年4月19日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年4月19日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品管指2011-46							
厚生年金保険部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年情2012-23			1		A3		
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510							
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1			A2		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勤奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勤奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備②	2012年10月1日 2013年1月23日	- -	平成24年9月20日 国年指2012-341 平成25年1月23日 国年指2013-33		1			A3		
国民年金部	学生・卒業生等への学生納付特別勤奨用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1			A2		
国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	-	平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7		1			A3		
年金給付部	遅延特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3		
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3		
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200					A2		
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114							
合計							25	7	6		

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 